

平成29年 9月28日

宗像市議会
議長 花田 鷹人 様

建設産業常任委員会
委員長 神谷 建一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第53号議案 宗像市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法の規定に基づき、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

宗像市歴史的風致維持向上計画策定委員会を廃止し、新たに宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会を設置するものである。なお、協議会の組織は、現在の策定委員会の委員と同様の12人で構成する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第54号議案 宗像市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

東郷一丁目地区、野坂地区、久原地区の地区計画の都市計画決定に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 東郷一丁目地区

行政機能の集積及び周辺市街地と調和した低中層住宅地の形成と維持、保全を図るものである。

2 野坂地区

医療及び沿道商業地として計画的な土地利用を誘導する地区として、中心拠点等との役割分担を図りつつ、良好な環境の維持、保全を図るものである。

3 久原地区

文化、レクリエーションや市民公益活動を支援するとともに、健康福祉活動全般のセンター機能を育成するため、文化・福祉における特化施設としての機能の維持・保全を図るものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 55 号議案 宗像市赤間駅自転車等駐車場及び自動車駐車場の指定管理者の指定について

赤間駅自転車等駐車場及び自動車駐車場の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 施設の名称 宗像市赤間駅南口第 1 自転車等駐車場 外 10 駐車場
- 2 団体の名称等 公益社団法人宗像市シルバー人材センター
理事長 安部 徹二
宗像市赤間 4 丁目 2 番 1 号
- 3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者の選定に当たっては、5 人の有識者等からなる宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会において、公募により応募があった公益社団法人宗像市シルバー人材センター（以下「宗像市シルバー人材センター」という。）の 1 者について、書類、プレゼンテーションによる審査が行われ、提案内容、価格等を総合的に評価した結果、宗像市シルバー人材センターを候補者として市に答申した。これを受けて、事業計画書の内容を検証、検討した結果、選定委員会の答申と同様、宗像市シルバー人材センターを指定管理者とするもの。

【意見】

（賛成意見）

- ・南口第 2 自転車等駐車場の利用改善を含め、公共施設の管理プラス高いサービスの提供と価格が両立できるような計画を今後さらに考えていただきたい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 56 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

大島へき地保育所の機能強化（天井、照明器具、屋外トイレ）改修工事の増額に伴い、事業費を変更するものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。